

平成23年10月17日
(照会先)

三重労働局職業安定部
部長 水野 忠幸
職業対策課長 中野 壽男
職業対策課長補佐 小西 克明
高齢係長 浦 幸生
(電話代表) 059-226-2306

報道関係者各位

平成23年「高年齢者の雇用状況」集計結果

- ・希望者全員 65 歳まで働ける企業割合 58.8% (全国第 2 位)
- ・70 歳まで働ける企業割合 21.2% (全国第 2 位)

高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況など、平成23年「高年齢者の雇用状況」(6月1日現在)の集計結果をまとめましたので、公表します。

年金の支給開始年齢引き上げを受け(平成25年4月から65歳)、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用の確保を図るため、企業に「定年の廃止」や「定年引き上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置を講じるよう義務付け^(注1)、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況を提出することを求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況報告を提出した「31人以上規模」の企業1,827社の状況をまとめたものです。なお、この取りまとめでは、常時雇用する労働者が31人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

高年齢者雇用確保措置を「実施済み」の企業の割合は96.6% (前年比0.2ポイント減少)。【別表1】

- ◇ 「31～300人」の中小企業は96.3% (同0.3ポイント減少)。
- ◇ 「301人以上」の大企業は100.0% (同0.7ポイント上昇)。
- ◇ 中小企業に係る経過措置が平成22年度をもって終了^(注2)したことが、中小企業の「実施済み」割合が減少した要因と考えられる。

2 希望者全員が65歳まで働ける企業等の状況

(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は58.8% (同2.7ポイント上昇/全国第2位)。

【別表5】

- ◇ 「31～300人」の中小企業は61.3% (同2.9ポイント上昇)。うち「31～50人」が67.2% (同4.0ポイント上昇) と最も多い。
- ◇ 「301人以上」の大企業は29.5% (同1.2ポイント上昇) となっており、特に中小企業での取り組みが進んでいる。

(2) 「70歳まで働ける企業」の割合は21.2% (同0.2ポイント上昇/全国第2位)。

【別表6】

- ◇ 「31～300人」の中小企業は22.2% (同0.3ポイント上昇)。うち「31～50人」が26.1% (同0.6ポイント減少) と最も多い。
- ◇ 「301人以上」の大企業は8.6% (同0.8ポイント減少) となっており、特に中小企業での取り組みが進んでいる。

3 定年到達者の継続雇用状況

過去1年間に定年を迎えた人 (3,748人、31人以上規模企業) のうち、継続雇用を希望しなかった人は898人 (24.0%)、継続雇用された人は2,805人 (74.8%)、基準に該当せず離職した人は45人 (1.2%)。【別表8】

- ◇ 希望者全員の継続雇用制度により確保措置を講じている企業では、過去1年間に定年を迎えた人 (1,499人、31人以上規模企業) のうち、継続雇用された人は1,259人 (84.0%)。
- ◇ 基準該当者の継続雇用制度により確保措置を講じている企業では、過去1年間に定年を迎えた人 (1,880人、31人以上規模企業) のうち、継続雇用された人は1,262人 (67.1%)、基準に該当せず離職した人は35人 (1.9%)。

<集計対象>

31人以上規模の企業 1,827社

中小企業 (31～300人規模) : 1,688社

(うち31～50人規模 : 667社、51～300人規模 : 1,021社)

大企業 (301人以上規模) : 139社

(注1) 定年の引き上げ、及び継続雇用制度の義務年齢は、年金の支給開始年齢の引き上げに合わせて段階的に引き上げられ、平成24年3月31日までは64歳、平成25年4月1日から65歳となる。

(注2) 事業主は継続雇用制度を導入する場合、労使協定を締結した上で対象となる高年齢者に係る基準を設けることが認められているが、300人以下規模企業の場合、平成22年度末までの間、労使協議が調わない場合に限って、労使協定によらず就業規則などで基準を定めることが特例で認められていた。

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

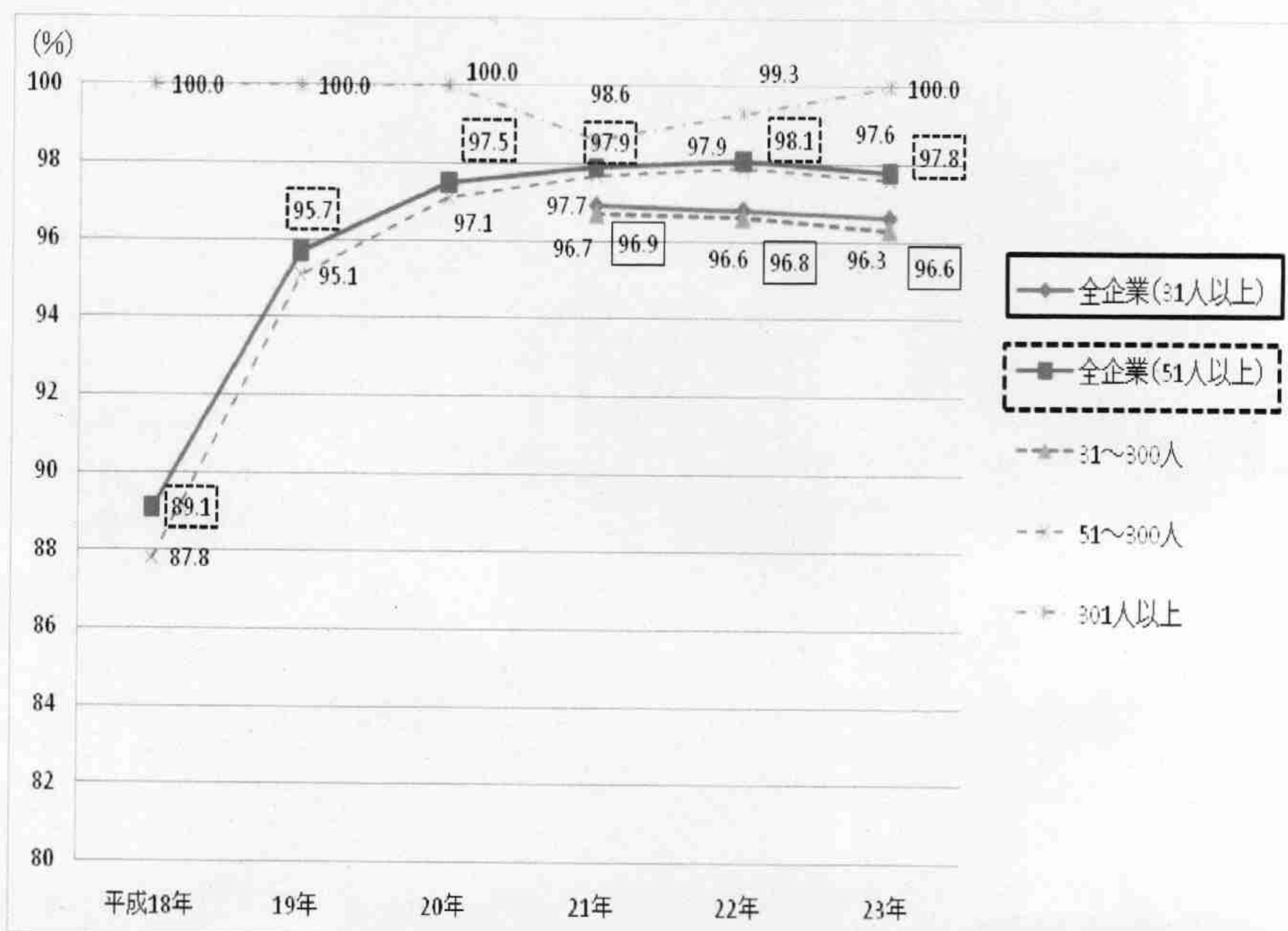
高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)の実施済企業の割合は96.6%(1,764社)(前年比0.2ポイントの減少)、51人以上規模の企業で97.8%(1,135社)(同0.3ポイントの減少)となっている。

雇用確保措置を未実施である企業の割合は3.4%(63社)(同0.2ポイントの上昇)、51人以上規模企業で2.2%(25社)(同0.3ポイントの上昇)となっている。(別表1)

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では100.0%(139社)(前年比0.7ポイントの上昇)、中小企業では96.3%(1,625社)(同0.3ポイントの減少)となっている。

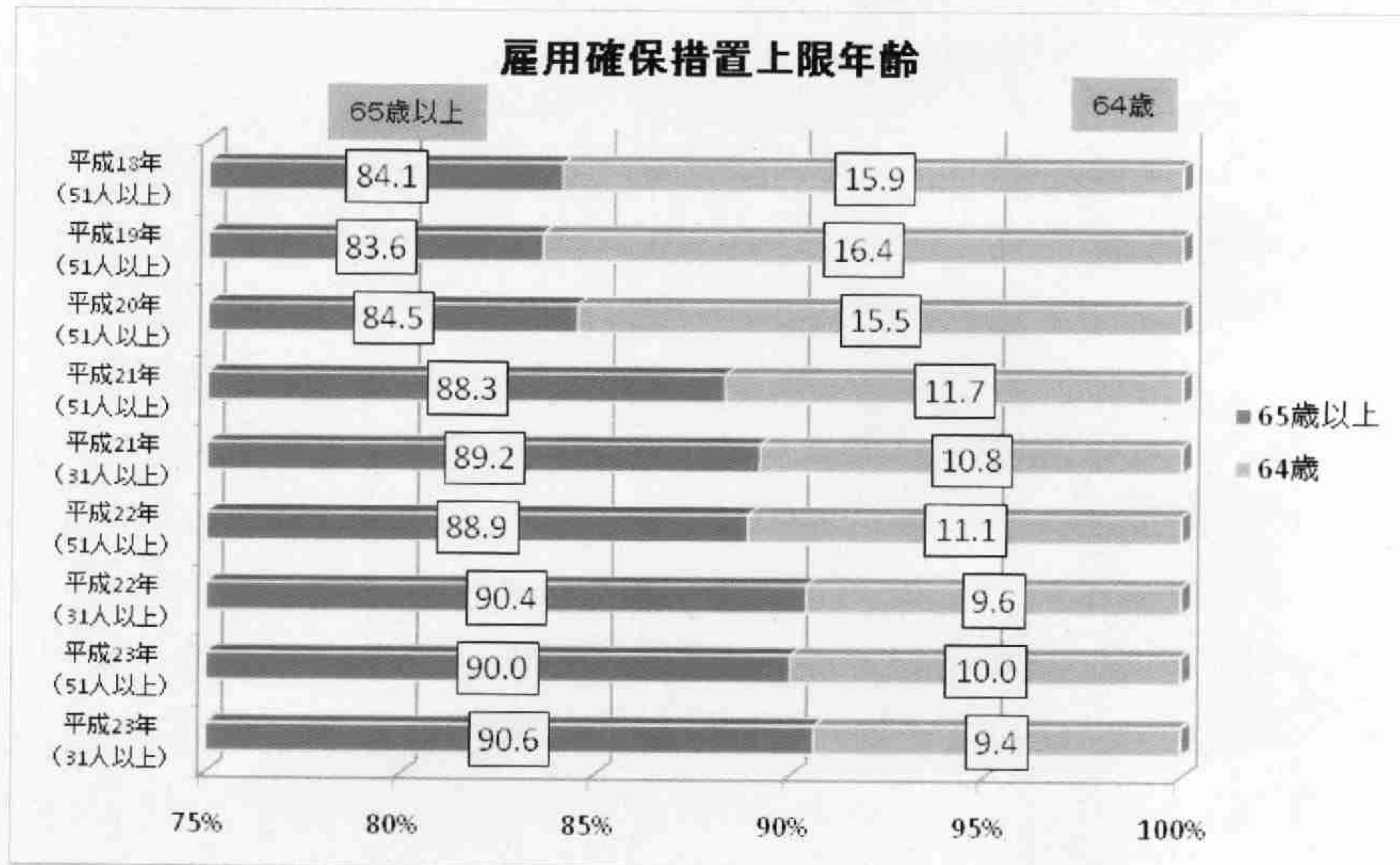
中小企業に係る経過措置が平成22年度をもって終了したことが、実施企業割合の減少の要因であると考えられる。(別表2)



(3) 雇用確保措置の上限年齢

雇用確保措置の上限年齢については、雇用確保措置の実施済企業のうち、現在の義務年齢である64歳を上限年齢としている企業は9.4%(165社)となっている。

法の義務化スケジュールより前倒して65歳以上を上限年齢としている企業(定年の定めのない企業を含む。)は90.6%(1,599社)(同0.2ポイントの上昇)となっている。(別表3)

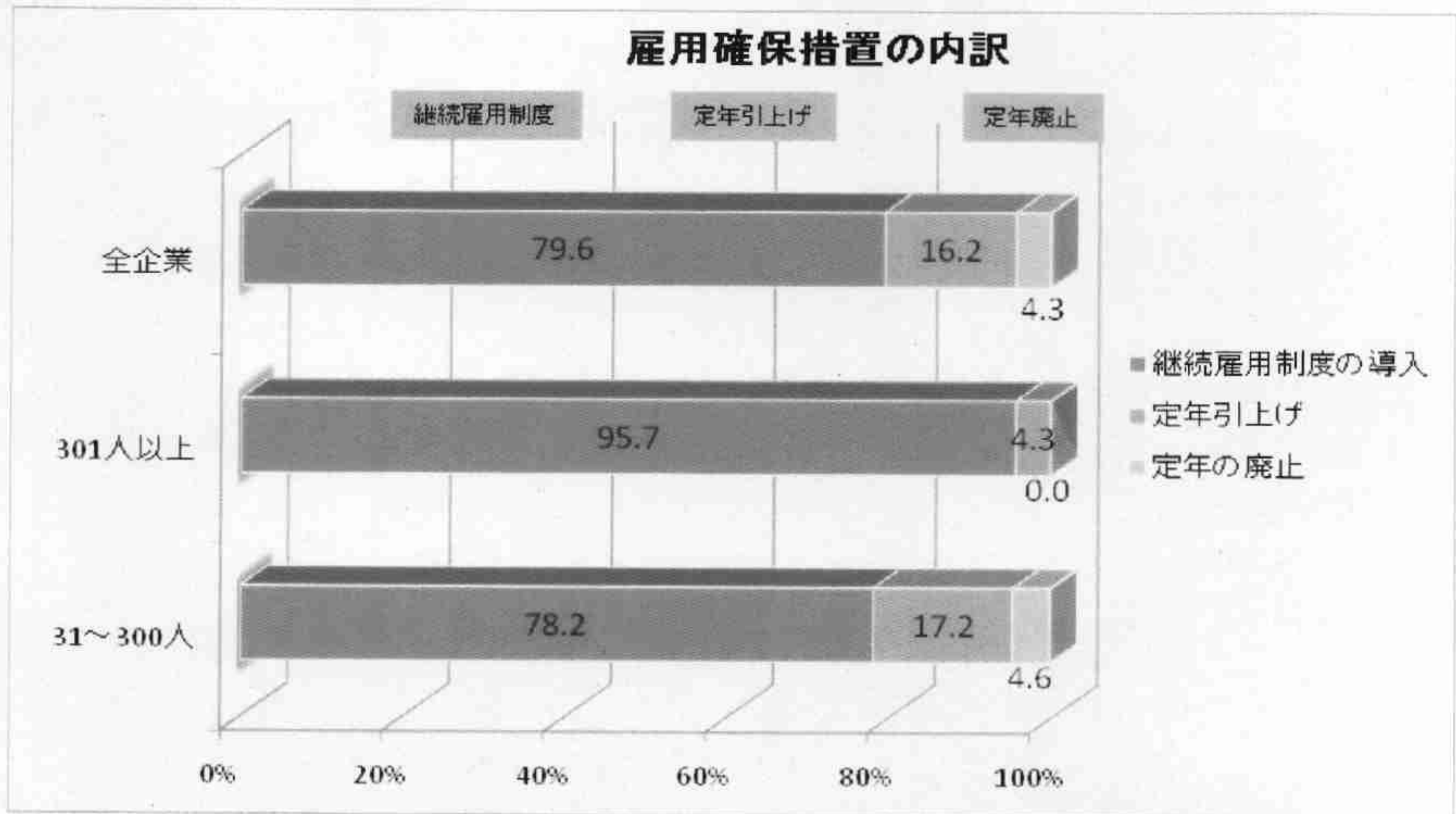


(4) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

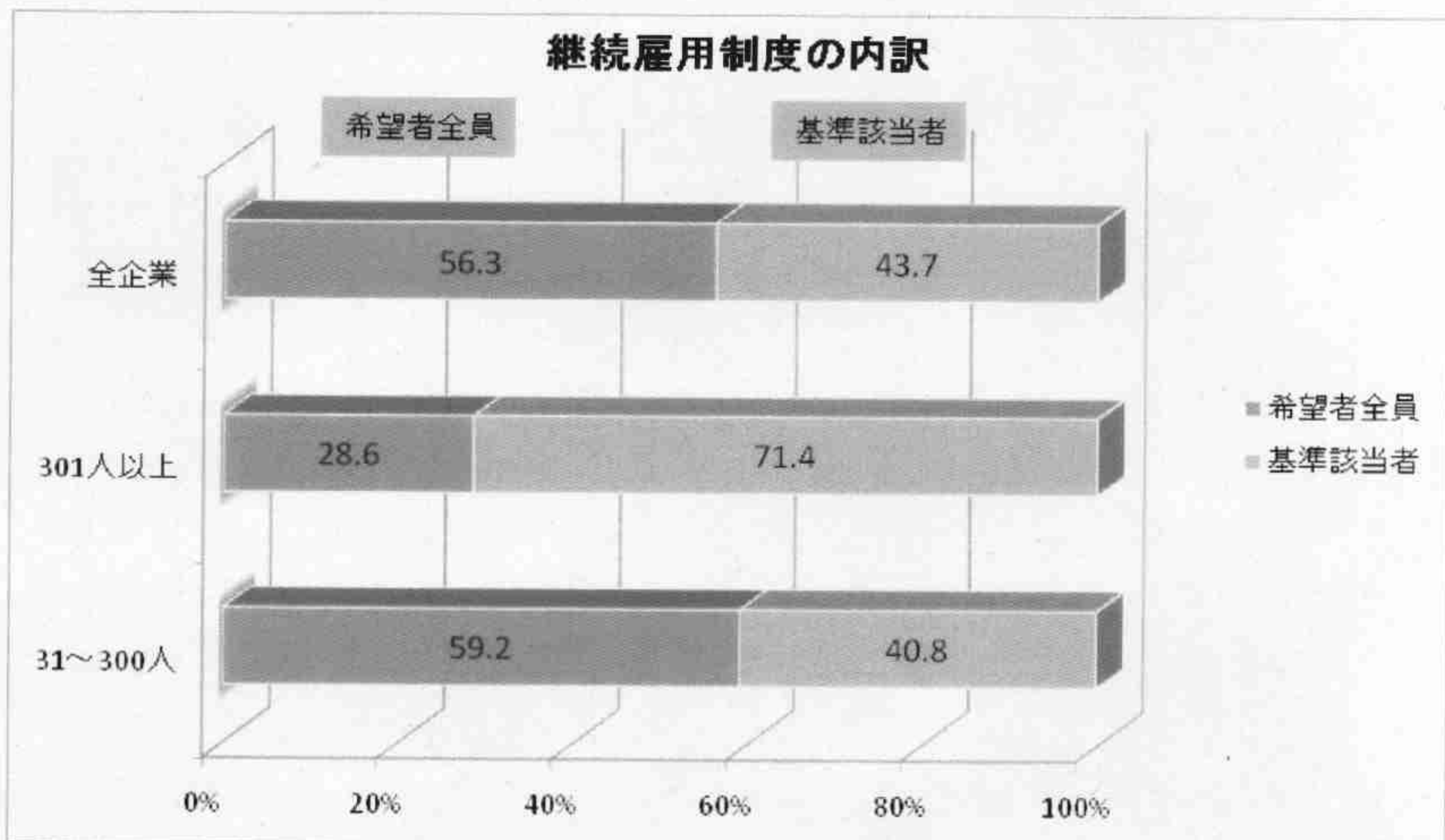
- ①「定年の定めのある廃止」により雇用確保措置を講じている企業は4.3%(75社)(前年度と同程度)、
- ②「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は16.2%(285社)(同0.7ポイントの上昇)、
- ③「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は79.6%(1,404社)(同0.6ポイントの減少)

となっており、定年制度により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。(別表4-1)



(5) 継続雇用制度の内訳

- 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(1,404社)のうち、
- ①希望者全員を対象とする継続雇用制度を導入している企業は56.3%(791社)
(同3.5ポイントの上昇)、
 - ②対象者となる高年齢者に係る基準を労使協定で定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入している企業は43.7%(613社)(同3.5ポイントの減少)となっている。(別表4-2)



2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等について

(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

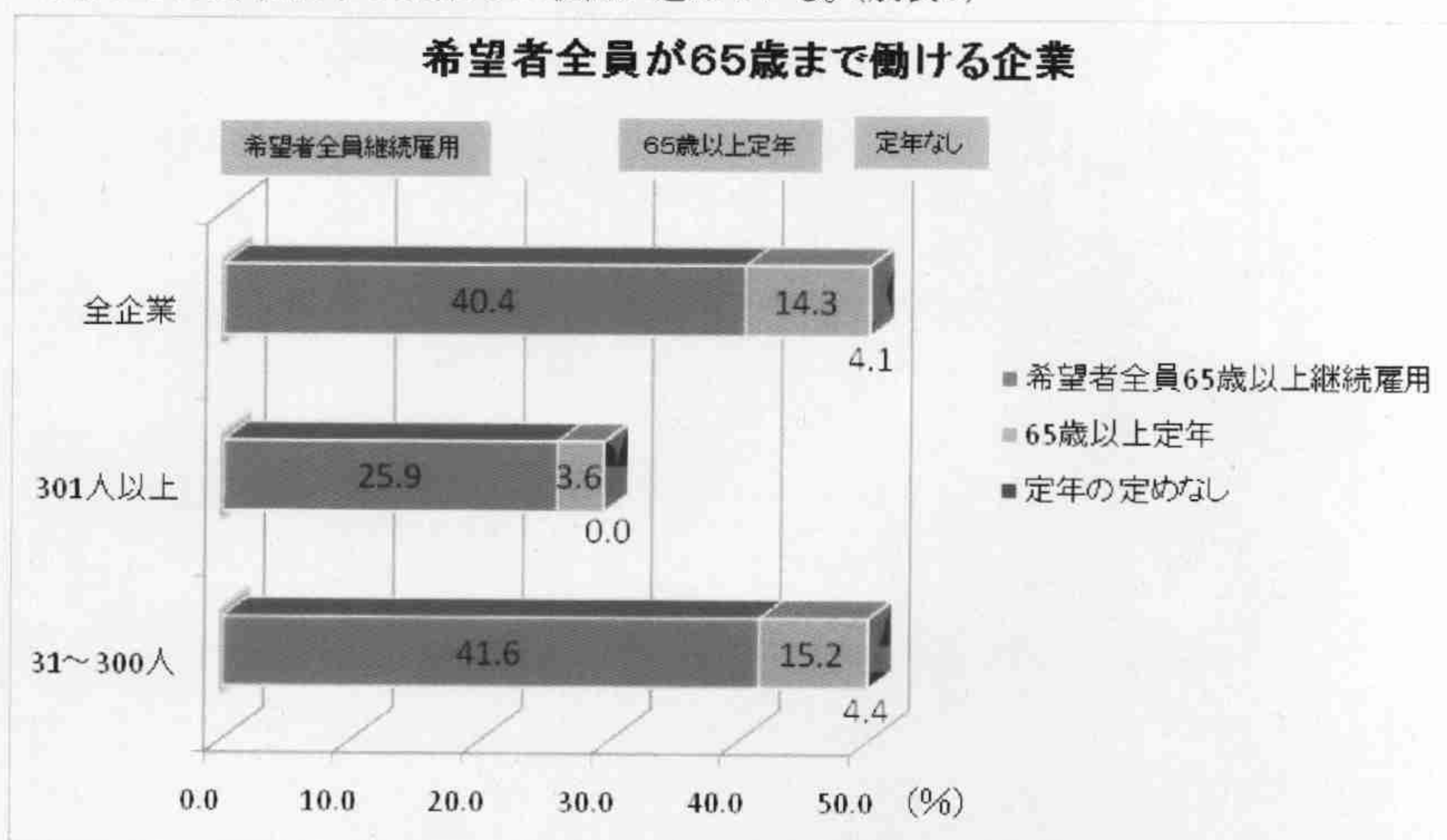
希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は58.8% (1,075社) (同2.7ポイントの上昇)となっている。

企業規模別に見ると、

①中小企業では61.3% (1,034社) (同2.9ポイント上昇)、

②大企業では29.5% (41社) (同1.2ポイント上昇)、

となっており、特に中小企業での取組が進んでいる。(別表5)



(2) 「70歳まで働ける企業」の状況

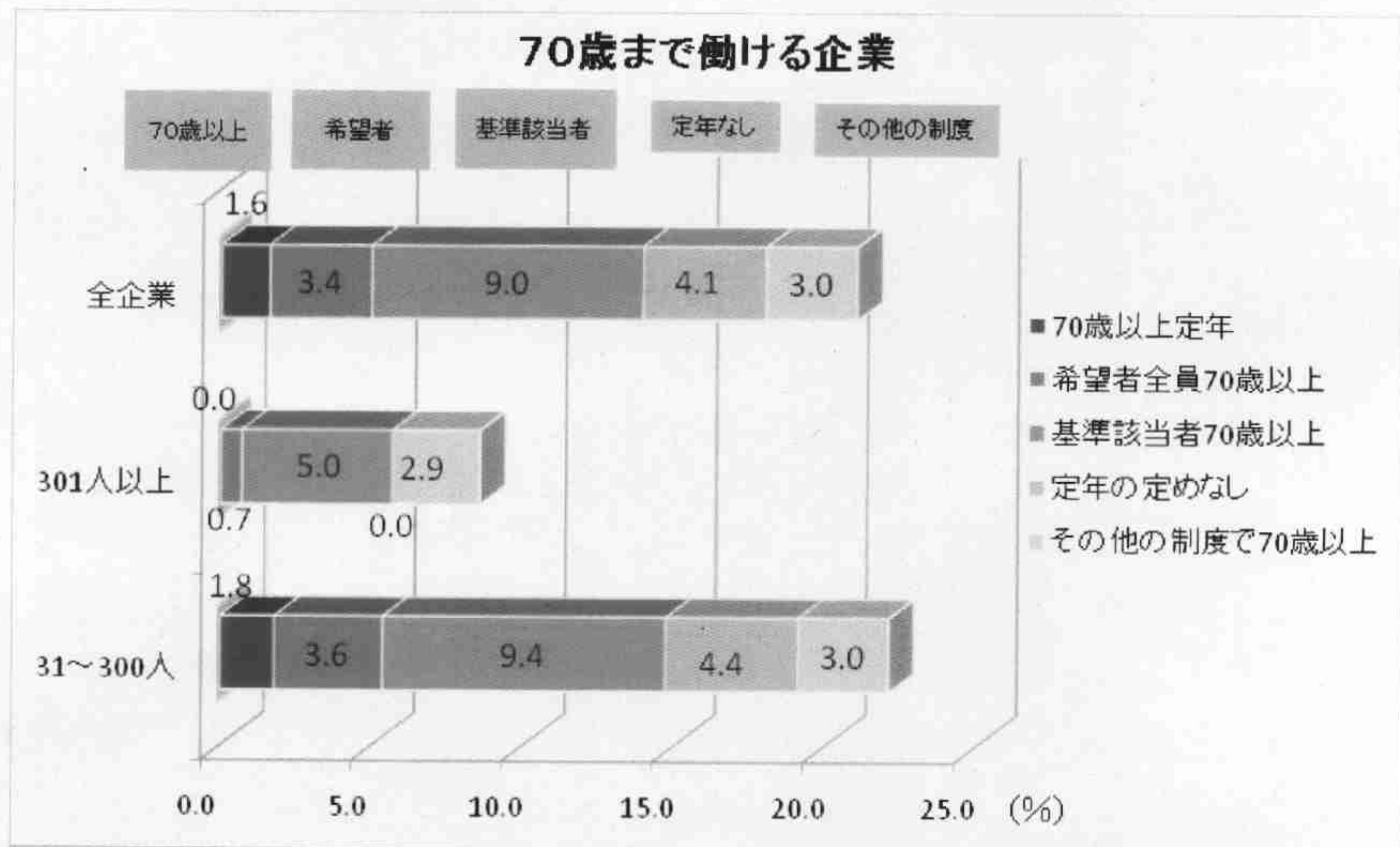
「70歳まで働ける企業」の割合は21.2% (387社) (同0.2ポイントの上昇)となっている。

企業規模別に見ると、

①中小企業では22.2% (375社) (同0.3ポイント上昇)、

②大企業では8.6% (12社) (同0.8ポイント減少)、

となっている。(別表6)

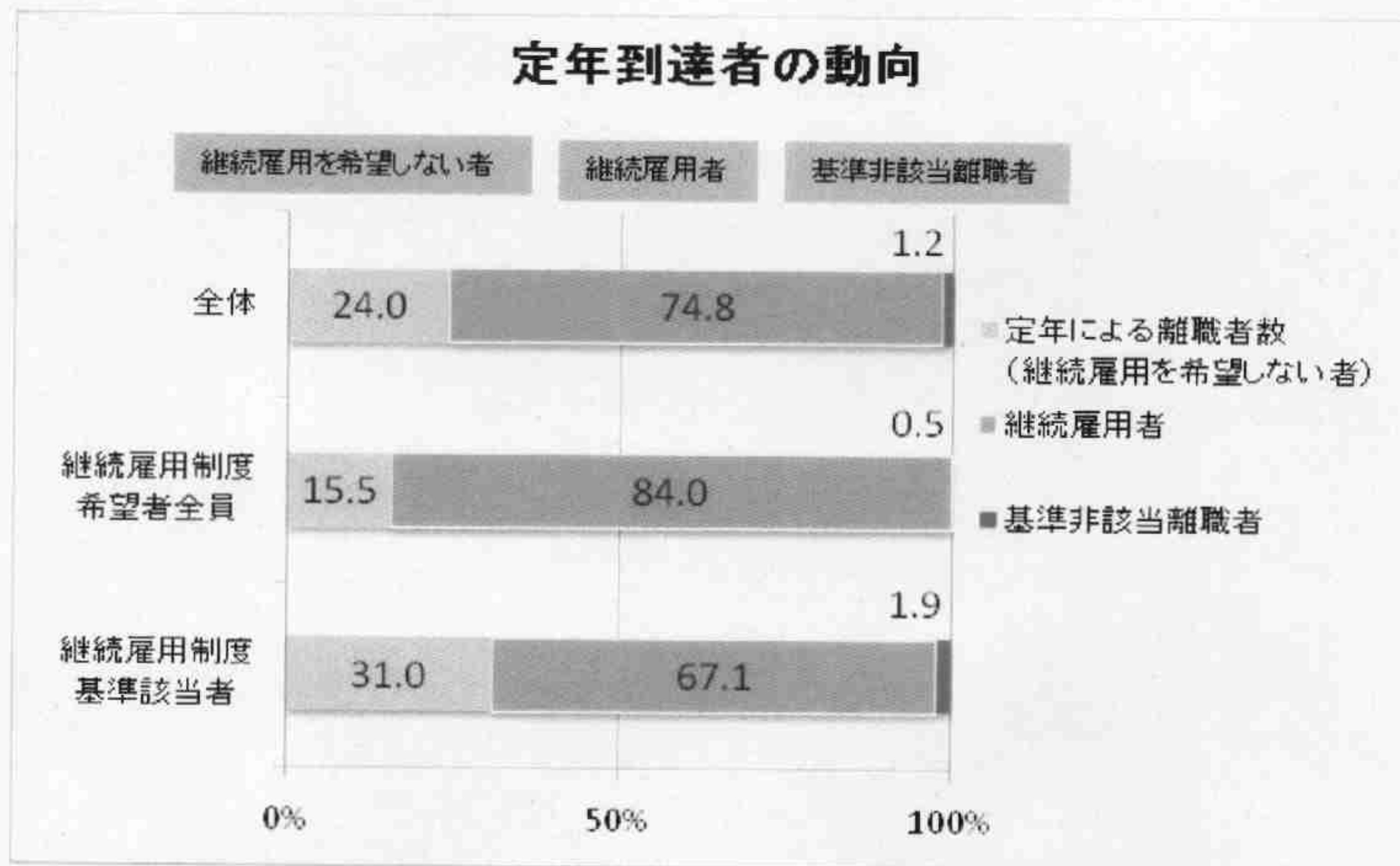


3 定年到達者の動向

過去1年間の定年到達者(3,748人)のうち、継続雇用を希望しなかった者の数(割合)は898人(24.0%)、定年後に継続雇用された者は2,805人(74.8%)、継続雇用を希望したが基準に該当しないことにより離職した者は45人(1.2%)、継続雇用を希望した者について見ると、継続雇用された者の割合は98.4%、基準に該当しないことにより離職した者の割合は1.6%となっている。

また、継続雇用制度により雇用確保措置を講じている企業のうち、

- ①希望者全員を継続雇用している企業では、過去1年間の定年到達者1,499人のうち、継続雇用された者の数(割合)は1,259人(84.0%)、
 - ②基準該当者を継続雇用している企業では、過去1年間の定年到達者1,880人のうち、継続雇用された者の数(割合)は1,262人(67.1%)、継続雇用を希望したが基準に該当しないことにより離職した者は35人(1.9%)、
- となっている。(別表8)



4 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の動向

51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は21,055人であり、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると、10,362人増加している。

31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は24,658人であり、平成21年と比較すると、2,634人増加している。(別表9)



5 今後の取組

(1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

雇用確保措置については、中小企業に係る経過措置切れを含む未実施企業が 63 社あることから、引き続き、労働局、ハローワークによる個別指導を強力に実施し、早期解消を図る。

(2) 希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業の普及

平成 25 年度には、年金の支給開始年齢の定額部分が 65 歳に引き上げられ、報酬比例部分の引上げが始まることも踏まえ、60 歳代前半の雇用確保を図るため、希望者全員が 65 歳以上まで働ける制度の導入に取り組んでもらうよう、企業に積極的に働きかけを行う。

(3) 「70 歳まで働ける企業」の普及・啓発

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下、団塊世代の 65 歳への到達等を踏まえ、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向け、「定年引上げ等奨励金」の活用等により、65 歳までの雇用確保を基盤として「70 歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組む。

(4) 今後の高齢者雇用の取組に関するセミナーの開催

希望者全員 65 歳以上まで働ける企業の普及と 70 歳まで働ける企業の普及・啓発のため、県内 2 会場でセミナーを開催する。

第1回:四日市会場<四日市商工会議所 3階 中会議室>

平成23年10月24日(月)午後1時30分～

第2回:津会場<プラザ洞津 3階 紅葉の間>

平成23年11月15日(火)午後1時30分～

表1 雇用確保措置の実施状況

平成23年9月20日
(社、%)

	①実施済み		②未実施		①+②合計	
31～300人	1,625	(1,597)	63	(57)	1,688	(1,654)
	96.3%	(96.6%)	3.7%	(3.4%)	100.0%	(100.0%)
31～50人	629	(594)	38	(36)	667	(630)
	94.3%	(94.3%)	5.7%	(5.7%)	100.0%	(100.0%)
51～300人	996	(1,003)	25	(21)	1,021	(1,024)
	97.6%	(97.9%)	2.4%	(2.1%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	139	(137)	0	(0)	139	(138)
	100.0%	(99.3%)	0.0%	(0.7%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計	1,764	(1,734)	63	(58)	1,827	(1,792)
	96.6%	(96.8%)	3.4%	(3.2%)	100.0%	(100.0%)
51人以上 総計	1,135	(1,140)	25	(22)	1,160	(1,162)
	97.8%	(98.1%)	2.2%	(1.9%)	100.0%	(100.0%)

※()内は、平成22年6月1日現在の数値。

表2 規模別・産業別実施状況

(%)

	①実施済企業割合		②未実施企業割合						
規模別	31～50人	94.3%	(94.3%)	5.7%	(5.7%)				
	51～100人	96.8%	(97.1%)	3.2%	(2.9%)				
	101～300人	98.7%	(99.3%)	3.6%	(0.7%)				
	301～500人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	501～1,000人	100.0%	(97.5%)	0.0%	(2.5%)				
	1,001人以上	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	合計	96.6%	(96.8%)	3.2%	(3.2%)				
産業別		31人以上	51人以上	31人以上	51人以上				
	農、林、漁業	100.0%	(90.9%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(9.1%)	0.0%	(0.0%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	建設業	95.5%	(95.4%)	95.2%	(95.0%)	4.5%	(4.6%)	4.8%	(5.0%)
	製造業	96.2%	(97.0%)	97.3%	(98.2%)	3.8%	(3.0%)	2.7%	(1.8%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	情報通信業	95.5%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	4.5%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	運輸、郵便業	96.8%	(96.8%)	99.1%	(98.1%)	3.2%	(3.2%)	0.9%	(1.9%)
	卸売業、小売業	94.3%	(95.5%)	96.8%	(97.5%)	5.7%	(4.5%)	3.2%	(2.5%)
	金融業、保険業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	不動産業、物品賃貸業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	学術研究、専門・技術サービス業	96.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	4.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	宿泊業、飲食サービス業	95.7%	(88.6%)	93.8%	(90.1%)	4.3%	(11.4%)	6.3%	(9.1%)
	生活関連サービス業、娯楽業	95.5%	(100.0%)	98.0%	(100.0%)	4.5%	(0.0%)	2.0%	(0.0%)
	教育、学習支援業	93.9%	(88.2%)	95.0%	(95.2%)	6.1%	(11.8%)	5.0%	(4.8%)
	医療、福祉	97.9%	(97.8%)	98.5%	(99.0%)	2.1%	(2.2%)	1.5%	(1.0%)
	複合サービス事業	95.7%	(100.0%)	95.5%	(100.0%)	4.3%	(0.0%)	4.5%	(0.0%)
サービス業(他に分類されないもの)	98.9%	(97.1%)	100.0%	(98.2%)	1.1%	(2.9%)	0.0%	(1.8%)	
その他	—	(100.0%)	—	(100.0%)	—	(0.0%)	—	(0.0%)	
合計	96.6%	(96.8%)	97.8%	(98.1%)	3.4%	(3.2%)	2.2%	(1.9%)	

※()内は、平成22年6月1日現在の数値。

表3 雇用確保措置実施企業における上限年齢の内訳

(社、%)

	①65歳以上 (含定年制なし)	②64歳 (H21年は63～64歳)	①+②合計
31～300人	1,484 (1,453)	141 (144)	1,625 (1,597)
	91.3% (91.0%)	8.7% (9.0%)	100.0% (100.0%)
31～50人	578 (554)	51 (40)	629 (594)
	91.9% (93.3%)	8.1% (6.7%)	100.0% (100.0%)
51～300人	906 (899)	90 (104)	996 (1,003)
	91.0% (89.6%)	9.0% (10.4%)	100.0% (100.0%)
301人以上	115 (115)	24 (22)	139 (137)
	82.7% (83.9%)	17.3% (16.1%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	1,599 (1,568)	165 (166)	1,764 (1,734)
	90.6% (90.4%)	9.4% (9.6%)	100.0% (100.0%)
51人以上総計	1,021 (1,014)	114 (126)	1,135 (1,140)
	90.0% (88.9%)	10.0% (11.1%)	100.0% (100.0%)

※()内は、平成22年6月1日現在の数値。

表4-1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年の定めの廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	①+②+③合計
31～300人	75 (74)	279 (263)	1,271 (1,260)	1,625 (1,597)
	4.6% (4.6%)	17.2% (16.5%)	78.2% (78.9%)	100.0% (100.0%)
31～50人	50 (51)	121 (105)	458 (438)	629 (594)
	8.0% (8.6%)	19.2% (17.7%)	72.8% (73.7%)	100.0% (100.0%)
51～300人	25 (23)	158 (158)	813 (822)	996 (1,003)
	2.5% (2.3%)	15.9% (15.8%)	81.6% (81.9%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 0	6 (06)	133 (131)	139 (137)
	0.0% (0.0%)	4.3% (4.4%)	95.7% (95.6%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	75 (74)	285 (269)	1,404 (1,391)	1,764 (1,734)
	4.3% (4.3%)	16.2% (15.5%)	79.6% (80.2%)	100.0% (100.0%)
51人以上総計	25 (23)	164 (164)	946 (953)	1,135 (1,140)
	2.2% (2.0%)	14.4% (14.4%)	83.4% (83.6%)	100.0% (100.0%)

※()内は、平成22年6月1日現在の数値。

表4-2 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	①希望者全員	②基準該当者	①+②合計
31～300人	753 (696)	518 (564)	1,271 (1,260)
	59.2% (55.2%)	40.8% (44.8%)	100.0% (100.0%)
31～50人	307 (264)	151 (174)	458 (438)
	67.0% (60.3%)	33.0% (39.7%)	100.0% (100.0%)
51～300人	446 (409)	367 (390)	813 (822)
	54.9% (52.6%)	45.1% (47.4%)	100.0% (100.0%)
301人以上	38 (38)	95 (93)	133 (131)
	28.6% (29.0%)	71.4% (71.0%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	791 (734)	613 (657)	1,404 (1,391)
	56.3% (52.8%)	43.7% (47.2%)	100.0% (100.0%)
51人以上総計	484 (470)	462 (483)	946 (953)
	51.2% (49.3%)	48.8% (50.7%)	100.0% (100.0%)

※()内は、平成22年6月1日現在の数値。

表5 65歳以上まで希望者全員が働ける企業の状況

(社、%)

	定年の定めなし		65歳以上定年		希望者全員 65歳以上 継続雇用		合計	報告した全ての企業
31~300人	75	(74)	257	(247)	702	(645)	1,034	(966)
	4.4%	(4.5%)	15.2%	(14.9%)	41.6%	(39.0%)	61.3%	(58.4%)
31~50人	50	(51)	110	(100)	288	(247)	448	(398)
	7.5%	(8.1%)	16.5%	(15.9%)	43.2%	(39.2%)	67.2%	(63.2%)
51~300人	25	(23)	147	(147)	414	(398)	586	(568)
	2.4%	(2.2%)	14.4%	(14.4%)	40.5%	(38.9%)	57.4%	(55.5%)
301人以上	0	0	5	5	36	(34)	41	(39)
	0.0%	(0.0%)	3.6%	(3.6%)	25.9%	(24.6%)	29.5%	(28.3%)
31人以上 総計	75	(74)	262	(252)	738	(679)	1,075	(1,005)
	4.1%	(4.1%)	14.3%	(14.1%)	40.4%	(37.9%)	58.8%	(56.1%)
51人以上 総計	25	(23)	152	(152)	450	(432)	627	(607)
	2.2%	(2.0%)	13.1%	(13.1%)	38.8%	(37.2%)	54.1%	(52.2%)

※()内は、平成22年6月1日現在の数値。

表6 「70歳まで働ける企業」の状況

(社、%)

	定年の定めなし		70歳以上定年		継続雇用制度		その他の制度で70歳以上	合計	報告した全ての企業	
					希望者全員 70歳以上	基準該当者 70歳以上				
31~300人	75	(74)	30	(28)	61	(55)	158	(154)	51	(52)
	4.4%	(4.5%)	1.8%	(1.7%)	3.6%	(3.3%)	9.4%	(9.3%)	3.0%	(3.1%)
31~50人	50	(51)	14	(10)	25	(25)	65	(59)	20	(23)
	7.5%	(8.1%)	2.1%	(1.6%)	3.7%	(4.0%)	9.7%	(9.4%)	3.0%	(3.7%)
51~300人	25	(23)	16	(18)	36	(30)	93	(95)	31	(29)
	2.4%	(2.2%)	1.6%	(1.8%)	3.5%	(2.9%)	9.1%	(9.3%)	3.0%	(2.8%)
301人以上	0	0	0	(0)	1	0	7	(11)	4	2
	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	0.7%	(0.0%)	5.0%	(8.0%)	2.9%	(1.4%)
31人以上 総計	75	(74)	30	(28)	62	(55)	165	(165)	55	(54)
	4.1%	(4.1%)	1.6%	(1.6%)	3.4%	(3.1%)	9.0%	(9.2%)	3.0%	(3.0%)
51人以上 総計	25	(23)	16	(18)	37	(30)	100	(106)	35	(31)
	2.2%	(2.0%)	1.4%	(1.5%)	3.2%	(2.6%)	8.6%	(9.1%)	3.0%	(2.7%)

※()内は、平成22年6月1日現在の数値。

※「その他の制度で70歳以上」とは、希望者全員や基準該当者を70歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度がある場合を指す。

表7 都道府県別の状況

(%)

	雇用確保措置導入企業割合		65歳以上まで希望者全員が働ける企業割合		70歳まで働ける企業割合	
北海道	92.5%	(95.0%)	45.9%	(44.2%)	16.1%	(15.8%)
青森	97.8%	(97.0%)	53.8%	(51.8%)	17.9%	(18.2%)
岩手	93.1%	(96.0%)	57.5%	(56.1%)	17.0%	(15.8%)
宮城	95.3%	(95.4%)	45.6%	(43.9%)	16.8%	(14.6%)
秋田	96.5%	(98.6%)	58.8%	(58.2%)	15.5%	(13.7%)
山形	96.8%	(97.5%)	45.1%	(43.4%)	12.9%	(12.2%)
福島	91.1%	(95.7%)	48.9%	(47.4%)	14.5%	(13.8%)
茨城	93.1%	(96.9%)	52.7%	(50.2%)	17.5%	(17.5%)
栃木	92.3%	(95.8%)	51.3%	(51.1%)	16.4%	(16.4%)
群馬	95.2%	(96.1%)	55.7%	(52.7%)	16.6%	(15.1%)
埼玉	97.5%	(96.2%)	51.5%	(50.4%)	18.2%	(19.4%)
千葉	92.7%	(95.4%)	50.6%	(50.9%)	22.4%	(22.6%)
東京	95.0%	(96.8%)	38.2%	(35.8%)	15.0%	(15.1%)
神奈川	98.1%	(96.5%)	46.6%	(44.8%)	18.1%	(17.0%)
新潟	96.9%	(98.1%)	57.1%	(54.8%)	13.4%	(11.8%)
富山	98.3%	(98.4%)	47.3%	(47.9%)	20.2%	(14.8%)
石川	95.2%	(95.7%)	49.7%	(49.4%)	16.2%	(16.5%)
福井	98.1%	(98.6%)	56.7%	(56.3%)	17.0%	(16.7%)
山梨	92.6%	(95.9%)	47.0%	(48.9%)	15.1%	(13.6%)
長野	98.5%	(98.3%)	58.4%	(56.4%)	21.2%	(19.2%)
岐阜	99.1%	(98.7%)	60.0%	(59.7%)	20.7%	(20.3%)
静岡	96.7%	(96.6%)	55.1%	(52.5%)	21.2%	(20.8%)
愛知	96.1%	(97.8%)	48.2%	(48.8%)	20.9%	(21.5%)
三重	96.6%	(96.8%)	58.8%	(56.1%) (6)	21.2%	(21.0%) (5)
滋賀	95.0%	(95.8%)	47.2%	(45.6%)	18.7%	(16.4%)
京都	96.0%	(95.9%)	50.9%	(49.1%)	18.4%	(18.5%)
大阪	97.0%	(97.4%)	43.6%	(41.5%)	17.5%	(15.6%)
兵庫	94.8%	(95.2%)	46.6%	(46.1%)	17.1%	(16.6%)
奈良	94.2%	(94.9%)	54.6%	(51.5%)	20.6%	(23.1%)
和歌山	97.1%	(93.4%)	51.7%	(45.6%)	19.9%	(16.4%)
鳥取	96.8%	(97.3%)	49.5%	(45.7%)	17.0%	(15.6%)
島根	97.6%	(99.2%)	56.5%	(57.1%)	21.1%	(21.4%)
岡山	95.3%	(96.3%)	52.2%	(49.5%)	20.0%	(20.1%)
広島	97.2%	(97.8%)	52.8%	(51.8%)	19.4%	(19.2%)
山口	96.8%	(96.2%)	52.3%	(51.7%)	20.2%	(19.9%)
徳島	96.9%	(95.4%)	53.5%	(49.2%)	19.9%	(19.7%)
香川	95.1%	(96.3%)	51.7%	(50.3%)	18.7%	(18.2%)
愛媛	99.2%	(98.7%)	44.0%	(43.4%)	18.0%	(17.5%)
高知	96.8%	(97.4%)	46.6%	(45.8%)	14.4%	(15.5%)
福岡	95.0%	(95.8%)	43.9%	(43.1%)	16.2%	(16.1%)
佐賀	98.3%	(98.3%)	48.0%	(46.5%)	16.7%	(17.0%)
長崎	92.3%	(93.9%)	47.0%	(44.4%)	20.3%	(18.2%)
熊本	93.5%	(95.4%)	47.3%	(45.5%)	14.5%	(14.9%)
大分	95.1%	(97.5%)	57.8%	(55.8%)	20.0%	(18.5%)
宮崎	96.7%	(97.1%)	52.2%	(51.1%)	18.0%	(14.7%)
鹿児島	97.4%	(98.8%)	54.8%	(52.2%)	18.0%	(20.4%)
沖縄	87.8%	(86.2%)	44.1%	(42.8%)	16.5%	(17.0%)
全国計	95.7%	(96.6%)	47.9%	(46.2%)	17.6%	(17.1%)

※31人以上規模企業の状況

※()内は、平成22年6月1日現在の数値。

表8 定年到達者等の状況

	企業数 (社)	定年到達者総 数 (人)	定年による離職者数 (継続雇用を希望しなかつた 者)	継続雇用を希望した者		継続雇用者		継続雇用を希望したが 基準に該当しなかつたことによ る離職者		継続雇用 の終了によ る離職者数 (人)
				継続雇用を希望した者 数	継続雇用を希望した者 率	継続雇用者 数	継続雇用者 率	継続雇用を希望したが 基準に該当しなかつたことによ る離職者 数	継続雇用を希望したが 基準に該当しなかつたことによ る離職者 率	
① 31人以上規模企業合計	1,827	3,748	898 (24.0%)	2,850 (76.0%)	2,805 (74.8%)	45 (1.2%)	611 (1.4%)			
② 希望者全員の継続雇用制度により確 保措置を講じている企業	791	1,499	233 (15.5%)	1,266 (84.4%)	1,259 (84.0%)	7 (0.5%)	222 (0.0%)			
③ 基準該当者の継続雇用制度により確 保措置を講じている企業	613	1,880	583 (31.0%)	1,297 (69.0%)	1,262 (67.1%)	35 (2.7%)	355 (3.7%)			

※①は表4-1の「合計」、②及び③は表4-2の①及び②に、それぞれ対応している。

※()内は、平成22年6月1日現在の数値。

表9 年齢別常用労働者数

	年齢計		60歳以上合計		60～64歳		65歳以上	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
5 1 規 模 企 業 上	平成17年	170,001人 (100.0)	10,693人 (100.0)	7,643人 (100.0)	3,050人 (100.0)			
	平成18年	176,417人 (103.8)	11,648人 (108.9)	8,078人 (105.7)	3,570人 (117.0)			
	平成19年	189,226人 (111.3)	14,217人 (133.0)	9,657人 (126.4)	4,560人 (149.5)			
	平成20年	199,815人 (117.5)	17,452人 (163.2)	12,005人 (157.1)	5,447人 (178.6)			
	平成21年	194,324人 (114.3)	18,976人 (177.5)	12,845人 (168.1)	6,131人 (201.0)			
	平成22年	202,883人 (119.3)	20,724人 (193.8)	14,419人 (188.7)	6,305人 (206.7)			
	平成23年	203,421人 (119.7)	21,055人 (196.9)	15,337人 (200.7)	5,718人 (187.5)			
3 1 規 模 企 業 上	平成21年	218,177人 (100.0)	22,024人 (100.0)	14,874人 (100.0)	7,150人 (100.0)			
	平成22年	228,117人 (104.6)	24,027人 (109.1)	16,668人 (112.1)	7,359人 (102.9)			
	平成23年	230,051人 (105.4)	24,658人 (112.0)	17,801人 (119.7)	6,857人 (95.9)			

(注)括弧内は平成17年を100とした場合の比率(31人以上は平成21年を100とした場合の比率)